新潟県

新潟県報

発　行　　新　潟　県
第 39 号
平成24年５月22日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　　示
711　肥料の登録（農産園芸課）
712　保安林の指定予定（治山課）
713　保安林の指定予定（治山課）
714　土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
715　土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
716　土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
717　道路の区域変更（道路管理課）
718　道路の供用開始（道路管理課）
719　道路の区域変更（道路管理課）
720　道路の供用開始（道路管理課）
721　道路の区域変更（道路管理課）
722　道路の供用開始（道路管理課）
公　　告
特定調達契約の落札者等（情報政策課）
敬老事業に係る記念品発注業者の選定における提案書の提出（高齢福祉保健課）
公聴会の開催の中止（都市政策課）
病院局公告
看護師学生（３年課程）の募集（病院局業務課）
看護師学生（進学課程）の募集（病院局業務課）

告　　示

◎新潟県告示第711号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第７条第１項の規定により、次のとおり肥料を登録した。

平成24年５月22日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

登録番号	新潟県生第413号
肥料の種類	副産植物質肥料
肥料の名称	新潟イネバイオ２号
保証成分量	窒素全量　　6.0パーセント りん酸全量　1.5パーセント
その他の規格	該当なし
生産業者の名称及び住所	全国農業協同組合連合会 東京都千代田区大手町一丁目３番１号
登録年月日	平成24年５月14日

◎新潟県告示第712号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年５月22日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市八箇甲495の２、甲495の３、甲496から甲498まで、甲500、甲543の１、甲544の１、甲546、甲547、甲557の２、甲558から甲560まで、甲568、甲570、甲572、甲573、甲574の１から甲574の３まで、甲575から甲579まで、甲582から甲584まで、甲586から甲588まで、甲590から甲592まで、甲592の１から甲592の３まで、甲593、甲594、甲594の１、甲594の２、甲595、甲595の１から甲595の３まで、甲596から甲602まで、甲605から甲608まで、甲609の１、甲609の２、甲612、甲616、甲617の１、甲632、甲635から甲639まで、甲641から甲643まで、甲645、甲648から甲651まで、甲652の１から甲652の３まで、甲657から甲659まで、甲661、甲663から甲665まで、甲753、甲754の１、甲754の２、甲755、甲756の１、甲757、甲759の１、甲760の１、甲761の１、甲762、甲764、甲766の１、甲767、甲768の１、甲769の１、甲771、甲773から甲778まで、甲782、甲806の１

２　指定の目的

水源のかん養

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第713号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年５月22日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市字栗ノ木辰甲578、辰乙286の１、辰乙286の４、辰乙290、辰乙295、辰乙295の子、辰乙296から辰乙298まで、辰乙298の子、辰乙299の１、辰乙299の３、辰乙300の１、辰乙300の４、辰乙300の５、辰乙301から辰乙306まで、辰乙308、字赤城辰乙203、辰乙210、辰乙210の１、辰乙211、辰乙213、辰乙216、辰乙217の１、辰乙218の１、辰乙232、辰乙233の１、辰乙234、辰乙234の子、辰乙235、辰乙238、辰乙244の１、辰乙245、辰乙247の１、辰乙247の３、辰乙248から辰乙252まで、辰乙253の１、辰乙253の３、辰乙254、辰乙255、辰乙256の１、辰乙256の３、辰乙257の１、辰乙257の３、辰乙258の１、辰乙261、辰乙263、辰乙264、辰乙266の１、辰乙266の３、辰乙267の１、辰乙267の３、辰乙268の１、辰乙268の３、辰乙269

２　指定の目的

水源のかん養

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に

供する。)

◎新潟県告示第714号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区の定款の変更を平成24年５月11日認可した。

平成24年５月22日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第715号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、南魚沼市の大和郷土地改良区の定款の変更を平成24年５月10日認可した。

平成24年５月22日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第716号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、上越市の谷浜土地改良区の定款の変更を平成24年５月14日認可した。

平成24年５月22日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年５月22日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　小千谷大和線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
南魚沼市一村尾 256 番１から 同市一村尾1801番まで	新	7.8～13.0メートル	361.4メートル
	旧	7.2～8.8メートル	363.0メートル

◎新潟県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年５月22日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　小千谷大和線

２　供用開始の区間

南魚沼市一村尾256番１から同市一村尾1801番まで

３　供用開始の期日　　平成24年５月22日

◎新潟県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年５月22日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　一村尾大崎線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
南魚沼市一村尾 1651 番１から 同市一村尾1622番９まで	新	7.4～7.8メートル	14.6メートル
	旧	7.5～14.1メートル	19.8メートル

備考　路線の起点を変更する区域変更

◎新潟県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年５月22日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　一村尾大崎線

２　供用開始の区間

南魚沼市一村尾1651番１から同市一村尾1622番９まで

３　供用開始の期日　平成24年５月22日

◎新潟県告示第721号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年５月22日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　中尾水込線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
糸魚川市大字木浦字中尾 19033 番３から 同市大字木浦字岸ノ下21396番子まで	新	(A)5.4～17.4メートル	83.0メートル
		(B)5.0～17.8メートル	89.9メートル
	旧	5.4～17.4メートル	83.0メートル

備考　上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第722号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年５月22日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　中尾水込線

２　供用開始の区間

糸魚川市大字木浦字中尾19033番３から同市大字木浦字岸ノ下21396番子まで

３　供用開始の期日　平成24年５月22日

公　告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年５月22日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　調達件名及び数量

大型電子計算機運用等業務委託

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

総務管理部情報政策課　新潟県新潟市中央区新光町４番地１

３　調達方法

請負

４　契約方法

随意契約

５　契約日

平成24年４月１日

６　契約者の氏名及び住所

富士通株式会社新潟支店　新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077

７　契約価格

325,080,000円

８　随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第１項第２号

敬老事業に係る記念品発注業者の選定における提案書の提出について（公告）

敬老事業の記念品の発注業者を公募型プロポーザル方式により選定することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成24年５月22日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　提案内容

敬老事業における記念品

詳細については、敬老事業に係る記念品のプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。)に定めるところによる。

２　参加者に求める資格

本件に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(2) 実施要領の交付を受けている者であること。

３　実施要領の交付期限、交付場所並びに問合せ先

(1) 交付期限　平成24年６月６日（水）午後５時15分

(2) 交付場所　新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係又はホームページ

(3) 問合せ先　郵便番号　950－8570
新潟県新潟市中央区新光町４番地１
新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係
電話番号（直通）025－280－5190
ＦＡＸ番号　　025－280－5229

４　質疑書の提出
本件について疑義が生じた場合は、次に定めるところにより、質疑書を提出する。
(1) 提出期限　平成24年６月５日（火）午後５時15分
(2) 提出場所　３の(3)
(3) 提出方法　実施要領に定める方法による。

５　参加申込書及び提案書の提出
本件に参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込書及び提案書を提出する。
(1) 提出日　　平成24年６月６日（水）午後５時15分（必着）
(2) 提出場所　３の(3)
(3) 提出方法　実施要領に定める方法による。

６　提案書の審査
(1) 審査は、新潟県敬老事業記念品選定委員会（以下「選定委員会」という。)が行う。
(2) 次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。
ア　実施要領に適合しない参加申込書及び提案書を作成し、提出した者
イ　記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、あるいは虚偽の記載をし、参加申込書及び提案書を提出した者

７　審査結果の通知
選定委員会が提出された参加申込書及び提案書に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を決定する。
審査結果は全ての参加者に書面で通知する。

８　契約の締結
県は、最優秀提案者と本件発注業務について契約締結の交渉を行う。
ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の４の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

９　異議の申立て
提案者はプロポーザル実施後、実施要領等の内容の不知・不明を理由として、異議を申し立てることはできない。また、郵便事故等により申込書等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

10　その他
(1) 参加申込書及び提案書の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とする。
(2) 提案書の審査を行う際、必要な範囲において複製を作成することがある。
(3) 提出された書類は返却しない。
(4) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第５条の規定により、柏崎都市計画の変更素案についての公聴会の開催を中止する。

平成24年５月22日
新　潟　県
代表者　新潟県知事　泉田　裕彦

１　中止となる公聴会の日時
平成24年５月31日（木）　午後７時から

２　中止となる公聴会の開催場所
柏崎市役所会議棟101会議室
柏崎市中央町５－50

病院局公告

看護師学生（３年課程）の募集について（公告）

平成25年度の新潟県立新発田病院附属看護専門学校の看護師学生を次のとおり募集する。

平成24年５月22日

新潟県立新発田病院附属看護専門学校長　矢澤　良光

１　募集人員　40人（推薦10名程度含む）

２　修業年限　３年

３　出願資格

⑴　推薦（公募）入学選考

次のいずれにも該当する人

ア　平成25年３月に高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）を卒業見込みの人

イ　評定平均3.8以上であること

ウ　卒業後、新潟県内の施設に就職する意志がある人

⑵　一般入学選考

次のいずれかに該当する人

ア　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）を卒業した人又は平成25年３月卒業見込みの人

イ　学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められる人

なお、学校教育法施行規則第150条第７号の認定を受けた上で受験しようとする人は、あらかじめ学校に問い合わせること。

４　出願受付期間

⑴　推薦（公募）入学選考

平成24年10月１日（月）から平成24年10月５日（金）まで

（郵送の場合は10月５日（金）の消印まで有効）

⑵　一般入学選考

平成24年12月17日（月）から平成24年12月21日（金）まで

（郵送の場合は12月21日（金）の消印まで有効）

５　出願書類等

⑴　入学願書（所定の用紙）

⑵　受験票（所定の用紙）

⑶　履歴書（所定の用紙）

⑷　写真（願書提出前６か月以内に写した正面上半身　脱帽で、指定する大きさのもの）

⑸　高等学校卒業証明書又は卒業見込み証明書

⑹　高等学校の調査書（推薦入学選考のみ）

⑺　入学考査料　9,600円（現金又は為替）

⑻　返信用封筒

６　願書提出先

郵便番号　957－8588

新潟県新発田市本町１丁目２番８号

新潟県立新発田病院附属看護専門学校

７　入学試験

⑴　推薦（公募）入学選考

ア　試験期日　平成24年10月20日（土）

イ　試験内容　小論文・面接

ウ　試験会場　新潟県立新発田病院附属看護専門学校

⑵一般入学選考

ア　試験期日　一次試験　平成25年１月16日（水）

二次試験　平成25年１月17日（木）

イ　試験内容

一次試験　学科試験

国語：　国語表現Ⅰ・国語総合（古文・漢文を除く）
英語：英語Ⅰ・Ⅱ
数学：数学Ⅰ・Ａ（数学Ａは場合の数と確率）
二次試験　面接（一次試験合格者のみ）

ウ　試験会場　新潟県立新発田病院附属看護専門学校

８　合格発表

⑴　推薦（公募）入学選考
平成24年11月２日（金）　午前９時
簡易開示：平成24年11月２日（月）～12月３日（月）

⑵　一般入学選考
平成25年１月21日（月）　午前９時
学校正面玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験生全員に合否の通知をする。（発表当日発送）
簡易開示：平成25年１月21日（月）～２月20日（水）

９　入学時期
平成25年４月上旬

10　出願・受験等についての問い合わせ先
新潟県立新発田病院附属看護専門学校（電話　0254－22－2214）

看護師学生（進学課程）の募集について（公告）

平成25年度の新潟県立吉田病院附属看護専門学校の看護師学生を次のとおり募集する。

平成24年５月22日

新潟県立吉田病院附属看護専門学校長　　田宮　洋一

１　募集人員　50人

２　修業年限　２年

３　出願資格

⑴　准看護師免許を得た後、３年以上業務に従事している准看護師又は平成25年３月までに免許取得後３年以上業務に従事する見込みの准看護師

⑵　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）卒業（学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められる人を含む。以下同じ。）若しくは平成25年３月高等学校卒業見込みの准看護師又は高等学校卒業若しくは平成25年３月高等学校卒業見込みで平成25年３月准看護師免許取得見込みの人。なお、学校教育法施行規則第150条第７号の認定を受けた上で受験しようとする人は、あらかじめ学校に問い合わせること。

４　出願受付期間
平成25年１月４日（金）から平成25年１月11日（金）まで
（郵送の場合は１月11日（金）の消印まで有効）

５　出願書類等

⑴　入学願書（所定の用紙）

⑵　受験票（所定の用紙）

⑶　履歴書（所定の用紙）

⑷　写真（願書提出前６か月以内に写した正面上半身　脱帽で、指定する大きさのもの）

⑸　資格証明書

ア　准看護師免許証の写し（最寄りの保健所で原本と相違ない旨の証明を受けたもの）
なお、入学願書の提出時に准看護師免許を取得していない人は、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提出する。

イ　高等学校を卒業していない准看護師の場合、准看護師として３年以上業務に従事した就業証明書又は就業見込み証明書

ウ　高等学校を卒業又は卒業見込みの准看護師の場合、高等学校卒業証明書又は卒業見込み証明書

⑹　調査書
准看護師養成所の調査書（成績証明書を含む）又は高等学校衛生看護科の調査書

⑺　入学考査料　9,600円（現金又は為替）

⑻　返信用封筒

６　願書提出先
郵便番号　959－0242
新潟県燕市吉田大保町32番60号
新潟県立吉田病院附属看護専門学校

７　入学試験
⑴　試験期日　平成25年１月23日（水）
⑵　試験内容
国語：　国語総合（古文・漢文を除く）
英語：　英語Ⅰ
数学：　数学Ⅰ・Ａ（数学Ａは場合の数と確率）
看護学
⑶　試験会場　新潟県立吉田病院附属看護専門学校

８　合格発表
平成25年１月28日（月）　午前９時
学校正面玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験生全員に合否の通知をする。（発表当日発送）
簡易開示：平成25年１月28日（月）～２月26日（火）

９　入学時期
平成25年４月上旬

10　出願・受験等についての問い合わせ先
新潟県立吉田病院附属看護専門学校
（電話　0256－93－3485）